

豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（2020年度）

1 施設の概要

施設名 : 豊橋コンテナターミナル
 所在地 : 豊橋市神野西町一丁目
 設置根拠 : 愛知県港湾管理条例（平成10（1998）年 供用開始）
 設置目的 : 三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。
 施設概要 : 敷地面積：約11.7ヘクタール
 主な建物等：軌道走行式荷役機械（2基）、ゲートハウス、冷凍コンテナ用コンセント、照明灯、洗浄場、トラックスケール、トランスファーポイント

2 指定管理概要

指定管理者名 三河港コンテナターミナル株式会社
 指定期間 2018年4月1日から2023年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況
 コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動（実施済）

3 利用状況

（単位：人、件）

区分	2020年度		2019年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ取扱量	37,200	27,615	38,400	34,178	△6,563

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

（単位：千円）

区分	2020年度		2019年度		増減 (①-②)
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	85,978	65,647	84,437	80,261	△14,614
利用料金収入	85,978	65,647	84,437	80,261	△14,614
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	87,664	77,616	84,922	85,654	△8,038
収支差	△1,686	△11,969	△485	△5,393	△6,576

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	新型コロナウイルス感染症拡大の影響がある中、施設の適正な管理やサービスの維持・向上に努めており、県の求める水準となっていた。

(2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報の取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	新型コロナウイルスの影響により、厳しい経営状況の中、施設修繕を実施していた。また、三河港BCPへの参加、緊急時に備えて普通救命講習の受講を行っていた。
サービスの維持・向上	A	新型コロナウイルス感染症拡大により、コンテナ取扱量や収入に影響がある中、三河港振興会等と連携し利用促進に努めていた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われており、指定管理者の財務状況も問題ない。

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

6 利用者からの反応

利用者に対してアンケートを実施し、得られた回答は以下のとおりである。

- ・施設等の利用許可手続きについて
問題はなく満足している75% ほぼ満足している25%
- ・施設利用料金の請求と支払方法について
問題はなく満足している100%
- ・CT会社の運営内容について
問題はなく満足している50% ほぼ満足している50%

7 その他

特になし。

○ 問い合わせ先

都市・交通局港湾課港湾管理グループ
電話：052-954-6564（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-953-1793
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp